

平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 泉州 銀行
代 表 者 名 取締役頭取 吉 田 憲 正
コ ー ド 番 号 8 3 7 2 (大証第一部)
本 店 所 在 地 岸和田市宮本町 26 番 15 号
問 合 せ 先 経営企画部長 田 原 彰
(TEL. 072-423-7441)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 89 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当行は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 6 条(株券の発行)を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、現行定款第 9 条(単元未満株券の不発行)および現行定款第 10 条(株券の種類)を削除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから現行定款第 14 条(株主名簿管理人)第 3 項を削除し、さらに、株式取扱規定に定める事項を明らかにするため現行定款第 13 条(株式の取扱)に「株主の権利行使に際しての手續等」の文言を追加するものであります。

(2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 11 条(単元未満株式の買増し)および第 13 条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。

(3) 「社債等登録法」が廃止されたことに伴い、現行定款第 2 条(目的)第 5 号の「社債等登録法」の文言を削除するものであります。

(4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設け、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する旨を定めるものであります。

(5) その他、必要な条数の変更および文言の加除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金)

以 上

(別紙)

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当銀行は次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務4. 信託業務5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、<u>社債等登録法</u>その他の法律により銀行が営むことのできる業務6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項 <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第6条 <u>当銀行は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第7条～第8条 (条文省略)</p> <p><u>(単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第9条 <u>当銀行は第6条の規定に係らず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>(株券の種類)</u></p> <p>第10条 <u>株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当銀行の単元未満株式を有する株主(<u>実質株主を含む。以下同じ</u>)は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という)を請求することができる。</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当銀行は次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務4. 信託業務5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項 <p>【削除】</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当銀行の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という)を請求することができる。</p> <p>第9条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式の取扱)</p> <p>第 13 条 株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事項は、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 14 条 当銀行は株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③当銀行の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当銀行においては取扱わない。</p>	<p>(株式の取扱)</p> <p>第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事項および株主の権利行使に際しての<u>手続等</u>については、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当銀行は株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>【削除】</p>
<p>第 15 条 (条文省略)</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 15 条の 2 当銀行は第 42 条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主 (以下優先株主という) または優先株式の登録株式質権者 (以下優先登録株式質権者という) に対し、普通株式を有する株主 (以下普通株主という) または普通株式の登録株式質権者 (以下普通登録株式質権者という) に先立ち、優先株式 1 株につき年 75 円を上限として、優先株式発行に際し、取締役会の決議によって定める額の剰余金の配当 (以下優先配当金という) を行う。ただし、当該 3 月 31 日に終了する事業年度において、第 15 条の 3 に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>②ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	<p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 12 条の 2 当銀行は第 39 条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主 (以下優先株主という) または優先株式の登録株式質権者 (以下優先登録株式質権者という) に対し、普通株式を有する株主 (以下普通株主という) または普通株式の登録株式質権者 (以下普通登録株式質権者という) に先立ち、優先株式 1 株につき年 75 円を上限として、優先株式発行に際し、取締役会の決議によって定める額の剰余金の配当 (以下優先配当金という) を行う。ただし、当該 3 月 31 日に終了する事業年度において、第 12 条の 3 に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>②ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。</p>

現行定款	変更案
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第 <u>15</u> 条の 3 当銀行は第 <u>43</u> 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 を上限として、優先株式発行に際し、取締役会の決議によって定める額の金銭(本定款において優先中間配当金という)を支払う。</p> <p>第 <u>15</u> 条の 4～第 <u>20</u> 条 (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第 <u>20</u> 条の 2 当銀行の種類株主総会は、必要があるときに招集する。</p> <p>②第 <u>17</u> 条、第 <u>20</u> 条の規定は種類株主総会に準用する。</p> <p>第 <u>21</u> 条～第 <u>44</u> 条 (条文省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第 <u>12</u> 条の 3 当銀行は第 <u>40</u> 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 を上限として、優先株式発行に際し、取締役会の決議によって定める額の金銭(本定款において優先中間配当金という)を支払う。</p> <p>第 <u>12</u> 条の 4～第 <u>17</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第 <u>17</u> 条の 2 当銀行の種類株主総会は、必要があるときに招集する。</p> <p>②第 <u>14</u> 条、第 <u>17</u> 条の規定は種類株主総会に準用する。</p> <p>第 <u>18</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当銀行の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務はこれを株主名簿管理人に取扱わせ、当銀行においては取扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>当銀行の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第 <u>3</u> 条 <u>本附則第 1 条から本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>